

京都市地域企業未来力会議メールマガジン（令和4年12月15日配信）

京都市地域企業未来力会議参加者等 各位

いつもお世話になり、ありがとうございます。
メールマガジンを配信します。

会議の情報や京都市からのお知らせのほか、皆様からの掲載希望も受け付けていますので、イベントやセミナーの御案内、新商品の御案内、自社での取組の周知など掲載内容を事務局までお知らせください！

【目次】=====

☆ 事務局からのお知らせ

(1) 地域企業未来力会議にご参加いただきありがとうございます！

☆ 京都市からのお知らせ

(2) 令和5年度の償却資産の申告をお忘れなく！《行財政局》

(3) 令和4年度企業向け人権啓発講座「～共生社会の実現に向けて～知的障害の理解と知的障害のある人の雇用」のご案内《保健福祉局》

(4) 【募集中】『京（みやこ）の見守り大作戦』協力事業所を募集します！《文化市民局》

(5) \ふるさと納税×文化財保護／《文化市民局》

(6) 12月28日（水）は「固定資産税・都市計画税」第3期分の納期限です。

口座振替・コンビニ・クレジットカード・インターネットバンキング・スマホアプリによる便利な納付を！《行財政局》

☆ 参加企業等からのお知らせ

(7) 令和5年10月1日から、消費税のインボイス制度が開始されます！
～登録申請をお考えの方は、お早目の申請を～《大阪国税局》

【本文】

☆ 事務局からのお知らせ

☆ 事務局からのお知らせ

(1) 地域企業未来力会議にご参加いただきありがとうございます！

12月14日（水）に「令和4年度地域企業未来力会議」を開催いたしました。ご参加いただいた皆さまありがとうございます！

12組から、地域企業等による自主的な取組内容の共有と呼びかけがありました。意見交換も白熱し、発表された事業に関わりたいというご意見も出ていました。

また、会議終了後には、3年ぶりとなる交流会を実施し、地域企業による新たなつながりが生まれました！

会議の様子は今後、Facebookやニュースレターで発信していく予定ですので、ぜひご覧ください。

(未来力会議 Facebook)

<https://www.facebook.com/kyotoshichushokigyo/>

京都市では、引き続き、皆様のアイデアを形にする後押しやこれからの経営に役立てていただけるよう、地域企業の持続的発展のサポートに取り組んでまいります！

▼事業者の皆様への支援情報

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000268990.html>

▼京都・地域企業応援プロジェクト WEB サイトはこちら

<https://community-based-companies.kyoto/>

▼未来力会議 facebookはこちら

<https://ja-jp.facebook.com/kyotoshichushokigyo/>

▼過去の会議資料等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000209507.html>

▼メールマガジンのバックナンバー

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000209798.html>

☆ 京都市からのお知らせ

(2) 令和5年度の償却資産の申告をお忘れなく！〈行財政局〉

法人や個人の方が事業を営むために所有されている構築物、機械・装置、工具・器具・備品等で税務会計（法人税・所得税）において、減価償却の対象となる資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の資産の所有状況について、資産が所在する市町村に申告していただくことが義務付けられています。

■詳細の確認・申告書様式のダウンロードはこちら

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000052941.html>

<ご注意ください！>

税務署への確定申告とは別に京都市への申告も必要になります！

正当な事由がなく申告されない場合は、過料を科されることがあります！

■対象者

令和5年1月1日現在、固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方

■申告期限

令和5年1月31日（火）

窓口が大変混み合いますので、電子申告又は郵送での申告をお願いいたします！

■便利です！来所不要の電子申告！

申告は電子申告（地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス））がおすすめです！

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

■申告書の提出先

京都市行財政局税務部資産税課 償却資産担当

【お問い合わせ先】

行財政局税務部資産税課 償却資産担当

TEL：075-213-5214

(3) 令和4年度企業向け人権啓発講座「～共生社会の実現に向けて～知的障害の理解と知的障害のある人の雇用」のご案内〈保健福祉局〉

みなさんの周りに知的障害のある人はいますか？

障害のある人が、いきいきと地域で働いたり、生活したり、余暇を楽しんだりするためには、周囲にいる私たちが障害のことを理解すること、互いに尊重しあい、助け合うことが必要です。

また、企業にとって、障害のある人への理解を深め、雇用を進めることは、企業価値の向上や多様性のある組織作りにも繋がります。

是非、御参加ください！

- 日時：令和5年1月27日(金)午後2時～午後4時30分(受付開始：午後1時30分)
- 会場：キャンパスプラザ京都 大会議室(3階)
(下京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地)
- 対象：京都市内に事業所のある企業等の経営者、総務・人事責任者、人権研修推進者等
- 内容：

【1部】知的障害のある人の理解について(講演・疑似体験)

講師：一般社団法人京都手をつなぐ育成会「みやこ・まいこ隊」

【2部】知的障害のある人の雇用について

講師：京都障害者就業・生活支援センター 所長 戸田 則子 氏
株式会社 SCREEN ビジネスエキスパート 中村 佳史 氏

■参加費：無料

■定員：先着80名

■申込方法：

令和4年1月20日(金)までに以下の方法でお申し込みください。

申込フォーム：

https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=6170

FAX：以下の参加申込書に必要事項を御記入のうえ、075-366-0139に送信

■参加申込書(講演案内チラシ)はこちらから

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000305347.html>

【お問い合わせ先】

○講座内容についてのお問い合わせ

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

TEL:075-222-4161 FAX:075-251-2940

○申込についてのお問い合わせ

京都市文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当

TEL:075-366-0322 FAX:075-366-0139

(4)【募集中】『京(みやこ)の見守り大作戦』協力事業所を募集します!《文化市民局》

京都市くらし安全推進課では、「ながら見守り」活動を始めとして、防犯・地域の安全確保のために協力していただける事業所を募集しますので、お知らせします。

■協力内容

1 社用車を活用した見守り活動

ドライブレコーダー搭載社用車等に、本市から交付する啓発ステッカーを貼付し、事業活動を通じた「犯罪抑止」や「見守り活動」への協力

2 その他の活動・協力

① 事業所周辺の門掃き等をしながらの見守り活動への協力

② 子どもの登下校時間帯に合わせ外勤や外回りをしながらの見守り活動協力

③ 防犯ボランティアや事業所周辺の住民の方への積極的な声掛けや挨拶

④ 地域団体が行う見守り活動への参加・協力

⑤ 事業所における防犯ポスターの掲示、啓発チラシの配架

⑥ 防犯カメラによる見守り活動への協力(公道等の一部を映すような画角調整等)

⑦ 京都府警から提供される防犯情報(防犯メールなど)の有効活用

■募集事業者

京都市内において継続して本事業を展開する事業者であれば、事業所規模の大小は問いません。

詳細はリンク先から御確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000305028.html>

■申込方法

以下 URL からお申し込みください。

https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=5881

【お問い合わせ先】

文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

TEL : 075-222-3193

FAX : 075-213-5539

MAIL : kurashianzen@city.kyoto.lg.jp

(5) ふるさと納税×文化財保護／《文化市民局》

京都市では、令和4年9月から、「Arts Aid KYOTO～京都市 連携・協働型文化芸術支援制度～」の支援対象を文化財保護事業にも拡充しました。

現在、以下の認定事業について寄付募集を行っています。

ご寄付は企業版ふるさと納税や協賛など様々な方法でお受けしています。

“百年先、千年先まで。文化財を後世へつなぐ”

こうした趣旨に御賛同いただける企業の皆様のご支援をお願いします。

●京都市指定有形文化財「輪違屋」天井唐紙の修理

12月22日までふるさと納税型クラウドファンディングを行っています。個人寄付だけでなく、企業版ふるさと納税の対象にもなっています。本社が京都市内に所在する企業様も寄付の全額を損金算入することができます。

■公開期間 11/21（月）～12/22（木）23時

■目標金額 350万円

詳細はこちら

文化財保護課のページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000304001.html>

プロジェクトページ <https://readyfor.jp/projects/wachigaiya2022>

【お問い合わせ先】

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 Arts Aid KYOTO 担当

TEL : 075-222-3130

Eメール : bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp

(6) 12月28日（水）は「固定資産税・都市計画税」第3期分の納期限です。

口座振替・コンビニ・クレジットカード・インターネットバンキング・スマホアプリによる便利な納付を！《行財政局》

固定資産税・都市計画税第3期分の納期限は12月28日（水）です。期限内納付に御理解と御協力をお願いいたします！

■市税の納付には、便利で、安全・確実な口座振替を御利用ください！

市内の金融機関や郵便局の窓口でお申込みください。

市税事務所納税推進担当では、郵送によるお申込みも受付けております。

（「市税口座振替依頼書」は、ホームページからダウンロードできます。）

【詳細はホームページを御覧ください】

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000001465.html>

■コンビニエンスストアでも納付できます！

納付金額が30万円までのコンビニ納付用バーコードが印刷された納付書に限る、などの御利用条件がございます。

【詳細はホームページを御覧ください】

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000216989.html>

■「市税納付サイト」を利用して、クレジットカード・インターネットバンキングでも納付できます！

納付金額が30万円までの「納付書番号」が印刷された納付書に限る、などの御利用条

件がございます。

また、御利用に際しては一部を除き別途システム利用料が必要となります。

【詳細はホームページを御覧ください】

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000192437.html>

■ スマートフォン用決済アプリ「PayPay」「LINE Pay」「PayB」「ファミペイ」「au PAY」でも納付できます！

納付金額が30万円までのコンビニ納付用バーコードが印刷された納付書に限る、などの御利用条件がございます。

【詳細はホームページを御覧ください】

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000270746.html>

【お問い合わせ先】

市税事務所 納税室納税推進担当

電話：075-213-5466

☆ 参加企業等からのお知らせ

(7) 令和5年10月1日から、消費税のインボイス制度が開始されます！

～登録申請をお考えの方は、お早目の申請を～《大阪国税局》

令和5年10月1日から、消費税のインボイス制度※が開始されます！

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

インボイス制度の説明会や動画を準備しておりますので、下記URLをご確認ください。

▼説明会の日程はこちら（各税務署で開催している説明会の日程を確認できます。）

<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/topics/invoice/index.htm>

▼動画の視聴はこちら（インボイス制度特設サイト中央の国税庁動画チャンネルをご覧ください。）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

また、事業者団体様には、研修講師の派遣を行っておりますので、ご希望があれば、最寄りの税務署へお問い合わせください。

※「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」とは、

《買手側》

買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

《売手側》

売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があります。登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

【お問い合わせ先】

研修講師の派遣等については、最寄りの税務署へお問い合わせください。

このメールマガジンは、京都市地域企業未来力会議に御参加いただいた方や事務局が個別に名刺交換させていただいた方にお届けしています。

配信の停止を希望される方やメールアドレスの変更は、お手数ですが事務局までメールにて御連絡くださいますようお願いいたします。

メールマガジンは月3回程度の配信を予定しています。

皆様からの掲載内容も随時受け付けています。

御希望の場合は事務局まで御連絡ください。

<発行>

京都市地域企業未来力会議 事務局（京都市産業観光局 地域企業イノベーション推進室）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL 075-222-3329

FAX 075-222-3331

URL <https://www.facebook.com/kyotoshichushokigyo/>

MAIL chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp
